



発行 東京都

目次

38

条例

- 政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………(知事本局)……………三
- 東京都組織条例の一部を改正する条例……………(総務局)……………三
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)……………四
- 土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都収用委員会)……………八
- 東京都いじめ防止対策推進条例……………(東京都教育委員会)……………八
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)……………一〇
- 東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例……………(同)……………一〇
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……………一〇
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)……………二
- 特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………三

条例のあらまし

●政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第九八号)

- 一 東京都知事の資産等の公開の正確性の向上を図るため、減少資産等を新たに報告の対象に加えます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都組織条例の一部を改正する条例(条例第九九号)

- 一 基本政策の立案及び重要施策の調整をはじめとするトップマネジメントに係る機能を強化し、都政の課題に迅速に対応するため、知事本局を廃止し、政策企画局を設置します。
- 二 この条例は、平成二六年七月一六日から施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇〇号)

- 一 地方消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増取分を、基準財政収入額に全額算入することとします。
- 二 基準財政収入額の算定方法の改正に伴い、その他行政費の単位費用を改めます。
- 三 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第一〇一号)

- 一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第四号)の施行等に伴い、所要の改正を行います。

(一) 法人の都民税

法人の住民税の一部国税化による法人税割の税率の引下げに伴い、税率を改めます。

(例) 二三区内に事務所等がある場合

二〇・七パーセント

↓ 一六・三パーセント

(二) 法人の事業税

地方法人特別税の一部見直しによる所得割及び収入割の税率の改正に伴い、税率を改めます。

(例) 外形標準課税の対象法人

三・二六パーセント

↓ 四・六六パーセント

(三) 自動車税

ア 環境負荷の大きい自動車に係る税率の特例措置をおおむね一〇パーセント重課からおおむね一五パーセント重課に改めます(バス・トラックを除きます)。

イ 環境負荷の大きい自動車のうち新車新規登録後一〇年超一一年未満のものに係る税率の特例措置を平成二七年度分以降廃止します。

(四) 固定資産税及び都市計画税

汚水又は廃液の処理施設等に係る地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に基づき、条例により課税標準の特例措置について特例割合を定めます。

二 この条例は、平成二六年一〇月一日ほかから施行します。

●土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇二号)

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第一〇六号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行します。

●東京都いじめ防止対策推進条例(条例第一〇三号)

一 いじめの防止等のための対策について基本理念を定めます。  
二 いじめの防止等について、都、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を定めます。

三 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等の

ための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針として定めるものとしします。

四 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、東京都いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

五 いじめの防止等の対策の推進について調査審議し、答申するとともに、都立学校においていじめによる重大事態が発生した場合に法定の調査を行うため、教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を設置します。

六 いじめによる重大事態に係る都、学校法人等が行った調査の結果について、法定の再調査を行うため必要な場合、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会を設置できることとします。

七 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例(条例第一〇四号)

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第一〇六号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行します。

●東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例(条例第一〇五号)

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第一〇六号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行します。

●心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇六号)

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第一〇六号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一〇月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例(条例第一〇七号)

一 特定大規模催しの規制に係る規定を設けます。

(一) 特定大規模催しのうち、火災が発生した場合に重大な被害が発生するおそれがあり、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等の対策が必要であると認められるものを指定催しとして指定します。

(二) 指定催しの主催者は、防火担当者を定めて計画を作成させ、火災予防上必要な業務を行わせるとともに、原則として当該催しの開催日の一四日前までに計画を消防署長等に提出するものとします。

(三) 計画の提出義務に違反した者に罰則を科します。

(四) 指定催しとしての指定に先立ち、計画が作成、提出された催しについては、指定の対象外とします。

二 その他の催しの規制に係る規定を設けます。

(一) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(以下「祭礼等」という。)に際しては、消火器を備えた上で火気使用器具等を使用するものとします。

(二) 祭礼等において火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする者は、日時、場所等消防活動上必要な事項を消防署長に届け出るものとします。

三 この条例は、平成二六年八月一日から施行します。

●特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇八号)

一 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二六年政令第五六号)の施行に伴い、退職報償金の額を改定します。

(例) 勤続年数三〇年以上の団長

九二九、〇〇〇円 ↓ 九七九、〇〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第九十八号

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例(平成六年東京都条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「もの」の下に「及び同日までに有しないこととなった同項各号に掲げる資産等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都組織条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第九十九号

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例(昭和三十五年東京都条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「知事本局」を「政策企画局」に改める。  
第二条の表知事本局の項を次のように改める。  
政策企画局

一 都の行財政の基本的な計画及び総合調整に関すること。

二 知事の特命に係る重要な施策の企画及び立案に関すること。

三 都市外交、報道及び青少年に関すること。

附則

この条例は、平成二十六年七月十六日から施行する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の部八の款3の項中「一二、七〇二円」を「一二、四三三円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十六年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第七条の四第二項」を「附則第七条の四」に、「控除した額」を「控除した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五第二項の規定により各特別区に対して交付すべき額の見込額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額として東京都規則で定めるところにより算定した額を加算した額」に改める。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第百一号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。  
第三十一条第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第六十七条第六項中「及び附則第七条の二」を削る。

第一百七七条中「百分の十七・三」を「百分の十二・九」に改める。

第二百二十一条中「附則第四十一条第九項各号」を「附則第四十一条第八項各号」に改める。

第九十九九条中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

附則第四条の二中「第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで）の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「以下この条において同じ。」の規定」を「」の規定」に、「公益法人等（同条第六項から第十項まで）を「公益法人等（同条第六項から第十一項まで）」に、「以下この条において同じ。」を同法第四十条第三項」を「」を同条第三項」に、「財産（同条第六項から第十項まで）を「財産（同条第六項から第十一項まで）」に改める。

附則第六条の四第一項中「この条から附則第七条の二まで」を「以下この条及び次条」に改める。

附則第七条第一項中「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）」及びガソリン」に改め、「電力併用自動車をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表第六十七条第一項第一号イの項中「八千二百円」を「八千六百円」に、「九千三百円」を「九千七百円」に、「一万四百円」を「一万九百円」に、「一万五千円」を「一万五千八百円」に、「一

万七千二百円」を「一万八千円」に、「一万九千六百円」を「二万五百円」に、「二万二千五百円」を「二万三千五百円」に、「二万五千九百円」を「二万七千七百円」に、「二万九千九百円」を「三万一千二百円」に、「四万四千七百円」を「四万六千八百円」に改め、同表第六十七条第一項第一号口の項中「三万二千四百円」を「三万三千九百円」に、「三万七千九百円」を「三万九千六百円」に、「四万三千四百円」を「四万五千四百円」に、「四万九千五百円」を「五万一千七百円」に、「五万六千六百円」を「五万八千六百円」に、「六万三千八百円」を「六万六千七百円」に、「七万三千三百円」を「七万六千四百円」に、「八万四千四百円」を「八万七千九百円」に、「九万六千八百円」を「十万一千二百円」に、「十二万二千二百円」を「十二万七千六百円」に改め、同表第六十七条第一項第四号の項中「四千九百円」を「五千五百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改める。

附則第七条第七項中「第一項、第二項及び第三項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）」並びに第四項及び第五項」を「第一項及び第二項並びに第三項及び第四項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）」並びに第五項及び第六項」に、「第五項までの」を「第六項までの」に、「第五項まで又は第七項」を「第六項まで又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項(第四号に係る部分に限る。）」及び第三項」を「第三項(第四号に係る部分に限る。）」及び第四項」に、「第二項第四号」を「第三項第四号」に、「第三項中」を「第四項中」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項の表」を「第三項の表」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「及び第四項第二号」を「及び第五項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のもの及びスクールバスに限る。))及び被けん引自動車を除く。)  
 に対する平成二十六年分の自動車税に係る第六十七条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの  
 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車  
 動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第六十七条第一項第一号イ		第六十七条第一項第二号イ	
七千五百円	八千二百円	九千五百円	九千三百円
八千五百円	九千三百円	九千五百円	一万四百円
九千五百円	一万四百円	九千五百円	一万五千円
一万三千八百円	一万五千円	一万三千八百円	一万七千二百円
一万五千七百円	一万七千二百円	一万五千七百円	一万九千六百円
一万七千九百円	一万九千六百円	一万七千九百円	二万二千五百円
二万五百円	二万二千五百円	二万五百円	二万五千九百円
二万三千六百円	二万五千九百円	二万三千六百円	二万九千九百円
二万七千二百円	二万九千九百円	二万七千二百円	四万四千七百円
四万七百元	四万四千七百円	四万七百元	三万二千四百円
二万九千五百円	三万二千四百円	二万九千五百円	三万七千九百円
三万四千五百円	三万七千九百円	三万四千五百円	四万三千四百円
三万九千五百円	四万三千四百円	三万九千五百円	四万九千五百円
四万五千円	四万九千五百円	四万五千円	五万六千円
五万一千円	五万六千円	五万一千円	六万三千八百円
五万八千円	六万三千八百円	五万八千円	七万三千円
六万六千五百円	七万三千円	六万六千五百円	八万四千円
七万六千五百円	八万四千円	七万六千五百円	九万六千八百円
八万八千円	九万六千八百円	八万八千円	十二万二千円
十一万一千円	十二万二千円	十一万一千円	七千円
六千五百円	七千円	六千五百円	九千九百円
九千円	九千九百円	九千円	



- 三 法附則第十五条第二項第三号 二分の一
- 四 法附則第十五条第二項第六号 四分の三
- 五 法附則第十五条第三十四項 二分の一
- 六 法附則第十五条第三十七項 三分の二
- 七 法附則第十五条第三十八項 三分の二

附則第二十三条第一項中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に改め、同条第二項第一号ハの表中「百分の一・六九」を「百分の二・三九」に、「百分の二・四七五」を「百分の三・四七五」に、「百分の三・二六」を「百分の四・六六」に改め、同項第二号の表中「百分の二・九五」を「百分の三・六五」に、「百分の三・九三」を「百分の四・九三」に改め、同項第三号の表中「百分の二・九五」を「百分の三・六五」に、「百分の四・三六五」を「百分の五・四六五」に、「百分の五・七八」を「百分の七・一八」に改め、同条第三項中「百分の〇・七六五」を「百分の〇・九六五」に改め、同条第四項第一号ハ中「百分の三・二六」を「百分の四・六六」に改め、同項第二号中「百分の三・九三」を「百分の四・九三」に改め、同項第三号中「百分の五・七八」を「百分の七・一八」に改め、同条第五項中「百分の三・九三」を「百分の四・九三」に、「百分の四・六九五」を「百分の五・九」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十七条、附則第六条の四及び附則第七条の改正規定、附則第七条の二を削る改正規定、附則第十四条の改正規定並びに附則第二項及び第五項から第九項までの規定 公布の日
- 二 附則第四条の二の改正規定及び附則第四項の規定 平成二十七年一月一日
- 三 第二百二十一条の改正規定 平成二十八年一月一日
- 四 第三十一条の改正規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都税条例(以下「新条例」という。)の規定(附則

第七条第二項を除く。)中自動車税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十六年分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の都民税に関する部分は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の都民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第四条の二の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の都民税について適用し、平成二十六年分までの個人の都民税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の東京都税条例附則第七条の二の規定に基づいて課し、又は課すべきであった平成二十五年度分及び平成二十六年度分の自動車税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十四条第一号から第三号までの規定は、平成二十六年四月一日以後に取得された地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)附則第十五条第二項第一号から第三号までに規定する施設に対して課すべき平成二十七年以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第十四条第五号の規定は、平成二十六年一月二日以後に法附則第十五条第三十四項に規定する管理協定が締結された同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成二十七年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

8 新条例附則第十四条第六号の規定は、平成二十六年四月一日以後に取得された法附則第十五条第三十七項に規定する設備に対して課すべき平成二十七年以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第十四条第七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に取得された法附則第十五条第三十八項に規定する機器に対して課すべき平成二十七年以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新条例附則第二十三条の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第百二号

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法関係手数料等に関する条例(平成十二年東京都条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

東京都いじめ防止対策推進条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第百三号

東京都いじめ防止対策推進条例

(目的)

第一条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)であつて、都、区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)及び学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(都の責務)

第五条 都は、第三条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、



区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第七条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をはじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

第九条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(東京都いじめ問題対策連絡協議会)

第十条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- 二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第一項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)

第十一条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第十四条第三項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第一百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第二十八条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以上をもって組織する。

6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都いじめ問題調査委員会)

第十二条 知事は、法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会(以下この条において「調査委員会」という。)を置くことができる。

2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第二十八条調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に規定する調査(以下この条において「再調査」という。)を行う。

3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第二十八条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、知事が任命する委員十人以上をもって組織する。

5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。

6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。

7 第四項及び第五項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条までの規定は、平成二十六年八月一日から施行する。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第四百号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第十条第一項第一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第五百号

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例(昭和三十五年東京都条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第六号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第七号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の三の七」を「第五十五条の三の十」に改める。

第十八条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際しては、

消火器を備えた上で使用すること。

第二十一条第二項中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第六章中第五十五条の三の七の次に次の三条を加える。

（特定大規模催しに係る指定）

第五十五条の三の八 消防署長（二以上の消防署の管轄区域にわたる催しにあつては、

消防総監。以下この章において同じ。）は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防総監が定める要件に該当す

るもので、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具（以下「火気使用器具等」という。）を使用するもの（以下「特定大規模催し」という。）のうち、火気使用器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるため、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等の対策が必要であると認めるものを指定しなければならない。

2 消防署長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、特定大規模催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

3 消防署長は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を特定大規模催しを主催する者に通知するとともに、規則で定めるところにより公表しなければならない。

（指定催しに係る火災の予防）

第五十五条の三の九 前条第一項の規定による指定を受けた特定大規模催し（以下この条において「指定催し」という。）を主催する者は、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の十四日前（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に指定を受けた場合にあつては、消防署長が定める日）までに次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

一 火災の予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

二 火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること。

三 火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等（露店、屋台その他これらに類するものをいう。第六十条において同じ。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

四 火気使用器具等に対する消火準備に関すること。

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

六 第六十条各号に掲げる行為に係る消防活動上必要な事項の把握に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前（当該指定催しを

開催する日の十四日前の日以後に指定を受けた場合にあっては、消防署長が定める日)までに、前項の計画を消防署長に提出しなければならない。  
(適用除外等)

第五十五条の三の十 特定大規模催しのうち、第五十五条の三の八第一項の規定による指定に先立ち、当該特定大規模催しについて防火担当者が定められるとともに、当該防火担当者が作成した前条第一項各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画が消防署長に提出されたものについては、前二条の規定は適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた特定大規模催しを主催する者は、防火担当者に前項の計画に基づく業務を行わせなければならない。

3 消防署長は、第一項の規定の適用を受けた特定大規模催しの名称及び開催場所その他必要な事項を公表するものとする。

第六十条の見出し中「火災とまぎらわしい煙等を発する」を「消防活動に支障を及ぼす」に、「行為等」を「行為」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十五条の三の九第一項又は第五十五条の三の十第一項の計画を提出した場合、この限りでない。

第六十条第一号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第四号中「露店」を「露店等」に改め、「開設」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

五 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際しての火気使用器具等を使用する露店等の開設

第六十六条に次の一号を加える。

一八九、〇〇〇円	二九四、〇〇〇円	四〇九、〇〇〇円	五四四、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	九二九、〇〇〇円
一七九、〇〇〇円	二七九、〇〇〇円	三七九、〇〇〇円	四八四、〇〇〇円	六五九、〇〇〇円	八五九、〇〇〇円
一六九、〇〇〇円	二六八、〇〇〇円	三六三、〇〇〇円	四六三、〇〇〇円	六〇九、〇〇〇円	七九九、〇〇〇円
一六四、〇〇〇円	二五三、〇〇〇円	三三八、〇〇〇円	四二八、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	七五九、〇〇〇円

を

五 第五十五条の三の九第二項の規定に違反した者  
第六十八条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)」の代表者若しくは「管理人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の火災予防条例第五十五条の三の八から第五十五条の三の十までの規定は、平成二十六年八月十四日までに終了する催しについては、適用しない。

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第八十号

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例(昭和三十九年東京都条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に退職した特別区の消防団員（以下「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、適用日前に退職した特別区の消防団員については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給されたこの条例による改正前の特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

一五四、〇〇〇円	二二三、〇〇〇円	三〇八、〇〇〇円	三八八、〇〇〇円	五一四、〇〇〇円	六八四、〇〇〇円
一四四、〇〇〇円	二二四、〇〇〇円	二八四、〇〇〇円	三五九、〇〇〇円	四六九、〇〇〇円	六三九、〇〇〇円
二三九、〇〇〇円	三四四、〇〇〇円	四五九、〇〇〇円	五九四、〇〇〇円	七七九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円
二二九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円	四二九、〇〇〇円	五三四、〇〇〇円	七〇九、〇〇〇円	九〇九、〇〇〇円
二一九、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	四一三、〇〇〇円	五一三、〇〇〇円	六五九、〇〇〇円	八四九、〇〇〇円
二一四、〇〇〇円	三〇三、〇〇〇円	三八八、〇〇〇円	四七八、〇〇〇円	六二四、〇〇〇円	八〇九、〇〇〇円
二〇四、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円	三五八、〇〇〇円	四三八、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円
二〇〇、〇〇〇円	二六四、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円	四〇九、〇〇〇円	五一九、〇〇〇円	六八九、〇〇〇円

に改める。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002

